官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五六）　一
〔法規的告示〕
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（厚生労働三九三）　二
〔その他告示〕
○マレーシア政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とマレーシア政府との間の書簡の交換に関する件（外務三三二）　二
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同三三三）
○ナテテ橋梁架け替え計画のための贈与等に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三三四）　三
○エチオピア連邦民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三三五）
○農薬を登録した件（農林水産一七一四、一七一五）
○農薬の登録が失効した件（同一七一六）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一七一七）
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一三五〇）
○道路に関する件（東北地方整備局一一三）
○道路に関する件（関東地方整備局二四五）　二
〔国会事項〕
内閣
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一八一）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、有権者申出方関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係
会社その他

省令

○厚生労働省令第百五十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月十六日　厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係） 毒　薬 （略） 生物学的製剤及び抗菌性物質製剤 一～六　（略） 七　トレニボツリヌストキシンE及びその製剤 八～九　（略） （略）	**別表第三**（第二百四条関係） 毒　薬 （略） 生物学的製剤及び抗菌性物質製剤 一～六　（略） （新設） 七～八　（略） （略）
別表第五（第二百二十八条の十関係） 医薬品 一～百四十　（略） 百四十一　ゾンゲルチニブ及びその製剤 百四十二～百四十八　（略） 百四十九　タラポルフィン、その塩類及びそれらの製剤 百五十～二百六十一　（略） 二百六十二　ルテチウムビピボチドテトラキセタン(^{177}Lu)及びその製剤 二百六十三～二百六十五　（略）	**別表第五**（第二百二十八条の十関係） 医薬品 一～百四十　（略） （新設） 百四十一～百四十七　（略） （新設） 百四十八～二百五十九　（略） （新設） 二百六十～二百六十二　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。